

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年2月25日 津地方法務局四日市支局 登記官 東山 匡

記

手 続 番 号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
第1903-2024-0039号	四日市市八王子町字南幸637番
第1903-2024-0042号	四日市市八王子町字南幸704番
第1903-2024-0049号	四日市市八王子町字蜂谷2311番3
第1903-2024-0050号	四日市市八王子町字蜂谷2320番
第1903-2024-0051号	四日市市八王子町字蜂谷2324番